

若者Uターン支援金

進学により県外に転出した若者のUターンを支援します。
Uターンした方の保護者にも併せて支援を行います。



Uターンした方

最大**40万円**

みどモスpayで**20万円**支給します。
さらに、

＊大間々北部（※）内に居住の場合：+10万円

（※上神梅・下神梅・塩原・塩沢・浅原・小平・長尾根）

＊東町内に居住の場合：+20万円

対象

- ＊みどり市出身の20～29歳以下の単身者
- ＊18歳になる年度の3月1日時点まで市内に居住し、その後県外に生活拠点を移した方
- ＊県外で2年以上就学・就労していた方
- ＊Uターン後県内で正社員として就労または市内で起業した方

保護者の方

みどモスpayで**20万円**支給します。



- ＊Uターンした方が18歳になる年度の3月1日時点で同居していた方
- ＊みどり市に継続して居住している方

裏面のフローチャートで補助対象になるかを確認することができます。





Uターンした方 以下全てを満たす

☒ みどり市出身である

☒ 転入日時点で年齢が
20歳～29歳以下である

移住する前の要件 以下全てを満たす

☒ 通算2年以上群馬県外(佐野・足利・日光を除く)に居住していた

☒ 18歳になる年の3月1日時点でみどり市内に居住していた

☒ 再転入した日は令和7年7月1日以降である

☒ 申請日時点で市税の滞納がない

☒ 移住直前の1年間は連続して県外に在住

移住後の要件 以下2つのいずれかを満たす

☒ 就職
群馬県内の事業所に就職

☒ 起業
市内において新規に起業

その他の要件 以下全てを満たす

☒ 支給後継続して5年間
みどり市に居住の意思がある

☒ 自己の意思による
移住である

保護者の方

☒ 若者Uターン支援金の対象になる子がいる

申請するための要件 以下全てを満たす

☒ 対象となる子が18歳になる年度の3月1日時点で同居していた

☒ 対象となる子が転出後も継続してみどり市に在住している

その他の要件

☒ 支給後継続して5年以上みどり市に在住する意思がある

Uターンした方のみ
でも申請可能です

対象になる可能性があります。みどモス
地域創生課までお問い合わせください。

